

平成 27 年度 第 2 回長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 6 月 19 日 (金) 10:00~ 12:30

2 場 所 長野県庁西庁舎 301 号会議室

3 内 容

○ 議事

- (1) 長野県環境影響評価条例の改正について
- (2) その他

4 出席委員 (五十音順)

大 井 基 弘 (委員長職務代理者)

片 谷 教 孝 (委員長)

川 上 武

平 林 靖 久

松 村 和 夫 (委員代理者)

5 欠席委員 (五十音順)

大久保 富 平

事務局
寒河江
(県環境政策課)

環境政策課の寒河江と申します。
議事に入ります前に、本日の欠席委員を御報告いたします。大久保委員より、都合により御欠席という報告をいただいています。
本日の審議におきましては、非公開情報は特段ありませんので、公開とさせていただきます。また、ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願ひいたします。
それでは、設置要綱の規定によりまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

片谷委員長

議事に入ります前に、大久保委員が御欠席のため、代理出席についてお諮りいたします。専門委員会議の設置要綱第5条3項の規定で、委員が会議に出席できない場合において、必要があると認める場合は、出席委員に諮って、欠席委員の代理者の出席を認めることができるということになっています。本日は大久保委員の代理といたしまして、飯島町の住民税務課生活環境係長の松村さんに代理として御出席いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、松村さんに代理者として御出席いただきたいと思います。こちらの席へお移りください。

では、御手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は、予定では12時までとなっていますが、事前に事務局から少し延長するかもしれない旨を伺っているかと思います。できるだけ予定とおりに終わるようにしたいと思いますので、御協力お願ひいたします。

議事（1）長野県環境影響評価条例の改正についてということで、この専門委員会議の審議事項の本題です。配布資料については、確認済みということでよろしいでしょうか。次第に記載ありますが、大きく分けると資料1、2、3と配布されていると思います。量が多いため、最初に資料1と2について説明していただいてから質疑に入りまして、その後に資料3という順序で進めさせていただきたいと思います。では、事務局から資料1、2について御説明よろしくお願ひいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境政策課環境審査係長の仙波と申します。よろしくお願ひいたします。私の方から、資料1と2について説明させていただきます。

資料1の法改正に伴う手続の導入について（案）を御覧ください。

1の計画段階環境配慮書手続についてですが、前回の専門委員会議でも説明いたしましたが、環境影響評価法では平成25年4月から導入されています。事業計画の検討段階から環境配慮を行うことで環境影響の一層の回避・低減が期待でき、全国でも22都道府県・13政令市と多くの団体で取り入れられていることから、実線の囲みの中に記載されているように、本県においても積極的に導入を図りたいと考えています。

囲みの内容ですが、一つ目は作成の対象事業についてです。条例の第1種事業については、義務規定として規定していきたいと考えております。第1種事業については、法でも義務規定であり、配慮書手続きを導入している団体のうち14都道府県・9政令市で同様の規定をしています。第2種事業については、長野県・国・他の地方公共団体等が事業者となるものは義務規定として、民間事業者は努力義務ないし任意規定として規定したいと考えています。これについては、県や国等が行う事業では、計画段階配慮書手続で行うような複数案による検討を元々採用していますので、大きな負担にはならないだろうということを考慮しています。導入済の都道府県においては、この部分について義務付けしているところはございませんので、都道府県としては初ということになります。法第2種事業については、法では任意規定となっていますが、配慮書手続の後に行われる判定手続で法対象事業から外れた場合に条例対象事業となる場合があります。そのため、予め、今説明した条例対象事業と同じ考え方で義務付け等していくという考え方で整理しています。①条例第1種事業と同等以上の規模のもの及び②条例第2種事業と同等以上の規模で、県・国・他の地方公共団体等が事業者となるものは義務規定として、①及び②以外の事業は努力義務ないし任意規定として規定していきたいと考えてい

ます。具体的な事業については、資料 1-1 の 3 ページ目を御覧ください。参考のところで、法第 2 種事業と条例対象事業との関係を整理しています。法対象事業の第 2 種事業として外れた場合、条例の第 1 種事業又は第 2 種事業にあたる部分が、網掛けとして示してあります。ダムに関しては法第 2 種事業の規模であれば、判定で法第 2 種事業から外れても条例第 1 種事業に該当するため、配慮書手続が義務付けられることになりますし、鉄道・軌道の法第 2 種事業の規模については、条例第 2 種事業に該当するため、国や地方公共団体等の事業については配慮書手續を義務付けていくという形で整理をしています。

資料 1 に戻りまして、(2) 配慮書に関する手続については、以下に 3 つお示ししています。一つ目は配慮書に対する知事意見の提出、二つ目は知事意見提出時の技術委員会、関係市町村の意見聴取、三つ目は事業者が行う住民からの意見聴取ですが、これらについてはすべて義務規定として規定していきたいと考えています。法の場合ですと、知事意見にあたるもののが大臣意見になるのですが、こちらについては必要に応じてできるという規定になっています。知事、市町村、住民からの意見聴取は事業者の努力義務ということで規定されているところです。技術委員会にあたるものは、法にはそもそもありませんので、法の規定より厳しい規定となります。資料 1 の中ほどにある参考では、前回も説明した計画段階環境配慮書手續の概要をお示ししています。

2 のその他の法改正に伴う手続についても、本県で導入を図っていきたいと考えています。(1) 方法書要約書の作成及び説明会の開催の義務化については、最近の方法書は内容が多岐にわたっておりますので、要約書を作成して説明会も開催するということを義務付けるものです。(2) 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化ですが、住民等から意見を聴取する場合に、情報提供の機会を増やすということが重要ですので、インターネット等を活用した電子縦覧を義務化していく内容です。(3) 事後調査報告書の公表の義務化については、資料 2 でも説明いたしますが、事後調査は非常に重要ですので公表を義務化するものです。

資料 1 については以上ですが、資料 1-1 でいくつか補足する内容がありますので、簡単に御説明したいと思います。導入状況については前回お示ししたとおりで、22 都道府県 13 政令市で導入済み又は導入予定となっています。

2 の導入しない予定の自治体における理由とそれに対する見解ですが、前回の会議でもっと丁寧に確認した方が良いのではないかという御意見をいただきましたので、それぞれ個別に確認してまとめております。主な内容を、表の左側の①から⑧にお示ししています。1 番多い理由としては、法でも第 2 種事業に対しては配慮書手續を義務付けておらず、法対象事業より小規模な条例対象事業に対して配慮書手續を課すことは、過度な負担になるのではないかというものです。当県の見解をいたしまして、これまでの条例案件では国・県・市町村による道路や廃棄物処理施設の建設事業がほとんどであり、それらの事業では通常行われている複数案での検討をアセス制度に位置付けるものであるため、過度な負担を負わせるものではないと考えています。その他に多かった内容としては、既に条例や規則ではなく技術指針等において、事業計画段階における複数案の検討を求めていたため、あえて規定していないところもありました。本県の場合、条例改正を検討しておりますので、知事意見の提出や住民意見の聴取などの手續を制度として位置付けて、透明性を確保した方がよいと考えています。以下にそれぞれの理由と見解を記載しておりますので、確認いただけたらと思います。

2 ページ目の内容については先程御説明したとおりですが、参考のところで法での取扱いや他都道府県・政令市での取扱いを整理しておりますので参考にしていただけたらと思います。

3、4 ページ目については環境配慮書に対する手續の関係をまとめていますが、4 ページ目の参考のところには同様に法での取扱いや他都道府県・政令市での取扱いを整理しておりますので御確認いただけたらと思います。

資料 1-2 は基本的には前回添付したものと同様ですが、法第 2 種事業の扱いを再度確認して、一部修正したものです。具体的には、鳥取県は「一部義務」としていましたが

「義務」に変更し、義務付けを 12 都道府県から 13 都道府県に変更しています。政令市の方も、福岡市を「一部義務」としていましたが「義務」に変更し、こちらも義務付けを 11 政令市と修正して、合計が 24 となります。資料 1 の関係については以上です。

次に資料 2 の他自治体を参考にした新たな手続の導入について（案）を御覧ください。大きく分けて 4 つに整理しています。1 は事後調査に係る手続の充実です。事後調査は、環境影響評価手続における予測や環境保全措置の効果の不確実性を補い、事業着手後ににおける事業者の環境保全への配慮状況を明らかにする点で重要です。法においても、法改正で新たに導入されました。少数の都道府県・政令市のみで導入されている手続も含め、積極的に導入し、手続の充実を図っていきたいと思います。具体的な内容については、実線の囲みの中の（1）から（5）になります。（1）事後調査計画書の作成、公表ですが、基本的には評価書の中に事後調査の計画が記載されますが、評価書公告時点では詳細に決まっていないというケースもあります。そのため、実際に事後調査に着手する前に計画書という形で作成してもらい、公表するという内容になっています。（2）事後調査計画書に対する知事意見の提出についてですが、その計画書が提出された際にそれに対する知事意見の提出を可能とするという内容です。他自治体を見ると都道府県では 6 県、政令市では導入されていない状況ですが、本県としては積極的に導入していきたいと思います。（3）事後調査報告書の公表は、先程御説明したように法改正で導入されたもので、多くの都道府県・政令市で導入されているので取り入れていきたいということです。（4）事後調査報告書に対する審査会の意見聴取です。長野県の場合は、長野県環境影響評価技術委員会という組織になりますが、専門家の意見聴取を規定していきたいと思います。（5）事後調査報告書に対する住民意見の聴取ですが、報告書を公表した際にその内容に対して住民意見を聴取していきたいというものです。6 道県でしか導入はされていませんが、こちらも積極的に取り入れていきたいと思います。この 5 つのうちで、法の規定があるのは（3）のみとなります。下の参考のところに記載してありますが、現在の県条例で事後調査について規定は以下の 2 つの内容のみとなっております。一つ目は、事後調査結果と環境保全措置の実施状況の知事への報告を規定しており、四半期ごとに報告をいただくようになっています。二つ目は、その報告を受けて知事が事業者に必要な環境保全措置の実施を要請するという規定です。その際の手続として、審査会の意見聴取や住民意見の聴取を新たに追加して行っていきたいと思います。

2 の第 2 種事業（法・条例）判定における技術委員会からの意見聴取については、前回は資料 4-1 の中で簡単に説明ただけでした。法も条例も同様ですが第 2 種事業を判定する際に、技術委員会からの意見聴取について規定するという内容です。資料 3 で御説明しますが、第 2 種事業の判定がこれから重要になっていくという局面も考えられますので、さらに専門的・客観的な知見に立った判断が出来るように長野県環境影響評価技術委員会からの意見聴取を行うものです。13 県・2 政令市で導入されており、それぞれ任意規定又は義務規定の場合がありますが、60 日間という判定期間が定められていますので、それに支障がないように意見聴取を行う必要があると考えています。

3 の法対象事業に対する条例手続の適用です。条例では法が定めていない独自の手続を規定している中で、法は法対象事業への条例規定の適用を法第 61 条にて認めています。条例対象事業より規模の大きい法対象事業に対して、法の趣旨に反しない範囲で条例手続を適用させるということで、他都道府県で取り入れられているものについては、最大限取り入れていきたいという考え方です。1 つは、（1）環境影響評価書公告後に行う手続で、現在の条例では第 31 条の規定になりますが、事業着手届の提出です。また、施工状況報告書、事後調査報告書及び事業完了届の提出については、条例第 32 条第 1 項の規定になります。（2）は事業実施状況等の報告及び立入調査等ということで、31 都府県・11 政令市で導入されています。対象事業の実施状況等に係る報告、資料の提出及び調査の実施を法対象事業にも適応するもので、条例第 42 条の規定になります。必要な手続を行わない場合の勧告及び当該勧告に従わない場合の公表は、条例第 43 条に規定されていますが、この規定も法対象事業に適用したいと考えています。

4 のその他ですが、実務上は現在も行っている手続について、根拠を明確にするため

条例に規定を置くこととするという内容です。(1)住民意見に対する事業者見解の公表については、準備書について住民意見に対する事業者の見解が提出された際に、その内容を公表するものです。(2)知事意見の公表、(3)関係市町村長意見の公表については、方法書及び準備書に対する意見を公表する規定を整備するものです。環境影響評価の手続では住民や自治体の意見や事業者の見解が重要ですので、これらを公表する規定を明確にしていきたいと思います。それぞれの手續を設けている都道府県・政令市の内訳については、前回委員会の資料として資料4-1に添付しておりますので御確認いただけたらと思います。資料1と2の説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。資料1、2を続けて説明いただきましたので、これらについて質疑を進めてまいりたいと思います。

資料1「法改正に伴う手續の導入について（案）」ということで、法改正が既に済んでおりますが、それに関連して条例上の手続きを改正していく必要があるという趣旨です。1、2を通して御意見や御質問を自由に御発言いただきたいと思います。なお、本日の会議において、大枠の条例改正の方向性は定めたいと思いますので、様々な御意見をお願いします。

資料1の1について、長野県は積極的な導入を図るという方向ですが、一方導入しない予定としている自治体も少なくはありません。これは県の環境配慮に対する姿勢を示したいという意気込みの現れということでよろしいのでしょうか。

事務局
仙 波

確かに導入しないという自治体もありますが、資料1-1の2に記載してありますように、導入しない予定としている各自治体の理由に対して、本県としては環境配慮書手續を導入しても問題ないだろうと判断しております。また、前回の会議でも御意見をいただきましたが、長野県は自然環境が非常に豊かなところですので、この環境配慮書手續についても積極的に導入して、環境影響評価制度を充実していきたいという考え方でございます。

片谷委員長

他県では既に法対象事業の配慮書はいくつか提出されておりますが、私から見ますと、やはり配慮書手續は民間事業には苦しいものがありまして、特に複数案を提示して比較検討を行うような内容については、民間事業では通常選択肢がないわけで、なかなか厳しいものがあります。それについては事務局ではどのようにお考えですか。

事務局
仙 波

資料1-1の2で、導入しない理由の④に記載のとおり、計画段階で事業計画地等の情報が明らかになると企業活動に支障が生じる、としている自治体が2つありました。法対象事業では、主務省令等において、より事業の初期段階に行う事業の位置・規模の比較が複数案としては望ましいとされていますが、例えば建築物の配置や構造の複数案も認められているところです。また、理由を明記すれば単一案も可能であるとされており、単一案での配慮書手續では、その案において重大な環境影響が回避・低減されているかを評価することになります。法ではそういったものも認められておりますので、私たちの条例でも、こうした形で民間事業に配慮していきたいと考えております。

片谷委員長

やはり、事業者に対する過度な負担を回避するということは、行政上の手続きの中では当然無視できない部分ですので、こうした配慮は事務局でも念頭に置かれているということだと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。大井委員どうぞ。

大井委員

ゼロ・オプションも複数案に含めるという前提の対応を検討されているということでおろしいのでしょうか。

事務局

法の配慮書手續のガイドラインがありますが、そこではゼロ・オプションも複数案の

仙 波	一つとしております。ゼロ・オプションを必ず設定しなければいけないということまで是考えておりませんが、ゼロ・オプションとして設定されるのであれば、法と同様に複数案の一つとして取り扱うことになろうかと思います。
大井委員	分かりました。ゼロ・オプションも複数案として想定し、理由を明記すれば单一案も認めるという方向性であることが確認できました。
片谷委員長	<p>配慮書手続というのは、複数案で評価するというのが主眼ではありますが、事業計画を作る段階で事業者側の環境配慮を促すことが大きな目的ですので、ゼロ・オプションは少なくとも義務付けることはできません。最大限の配慮をしてもらうための意識付けの道具としてゼロ・オプションが存在するのだろうと私は解釈しております、実際にはゼロ・オプションが数多く出てくることはないだろうと個人的には予想しているところです。</p> <p>川上委員どうぞ。</p>
川上委員	太陽光発電事業を民間事業者が実施する場合、この計画段階環境配慮書手続において、具体的に複数案の検討でどういったケースがあるのかイメージができるのですが、そういうことは事務局の方では考えられているのでしょうか。
事務局 仙 波	太陽光発電についても、場所の複数案というのは民間事業の場合は特に厳しいと思います。通常、敷地内のパネルの配置や、関連施設の配置というのは選択の余地はあると思いますので、配置の複数案の中でなるべく環境影響がないように検討していただくというのが一つの考え方ですし、それが難しければ単一案の中で判断していかざるを得ないのではないかと思います。具体的に太陽光ではどういう複数案が想定できるかというのは難しい部分ではありますが、少なくとも敷地全体にパネルを敷くのでなければパネルの配置というのは複数案のオプションになり得るものだと思います。
片谷委員長	太陽光の場合、人が常時居る事務所的な建物が建つケースもあれば建たないケースもあり、無人の太陽光発電所というのもかなりの数ありますので、そういう場合には敷地全体にパネルを敷くこともあり得ると思います。ただし、パワーコンディショナーのように騒音発生源となり得る施設が設置されますので、それとパネルとの位置関係等は複数案となり得るものであり、周辺の人家に近い方向に騒音発生源を配置しないような配慮は必要になりますから、初期段階でのそういう配慮というのは複数案の対象になり得るかと思います。もちろん、人が常時存在するような建物が建つ場合にはそれを含めた複数案の検討も可能だと思います。よろしいでしょうか。では、他の御質問や御意見を承ります。
	今、資料1の計画段階配慮書手続についていくつかの確認の御質問が出ましたが、資料1の1の枠内の(2)について、配慮書に関する知事意見の提出や技術委員会や市町村の意見聴取、住民からの意見聴取も義務規定とするという、より積極的な県としての姿勢が出ている部分だと思いますがいかがでしょうか。
	平林委員お願いします。
平林委員	<p>長野県のいいところというのは、やはり環境というのが一番大きな特徴だと思います。一般的に環境を犠牲にして文明が発展してきたと言われますが、環境の保護と文明の発展との折り合いを考えた時に、環境は一度破壊したら戻すことができませんので、やはりこの辺りを厳しくする必要があるのではないかと個人的には考えています。</p> <p>そういう意味では環境配慮書手続を導入しない自治体の理由も理解はしますが、それを確認した上で長野県は一步先に行くということで、独自のやり方で先行していくというのも問題ないと思いますし、隣県の状況に合わせてばかりいたら何も先に進まないで、一步踏み込む意味では長野県としての強い意志を示すよいきっかけになるのではな</p>

	いかと思います。長野県にとって環境は一つの強みであり、多少の事業のやりにくさはあるかもしれません、そういうたった厳しさというのは必要ではないかと思います。
片谷委員長	<p>ありがとうございました。事務局の基本方針を支持される趣旨の御発言かと思います。</p> <p>それでは特に資料1について御異論といえるような御発言は出ておりませんが、念のため、資料1の2のその他について、方法書の要約書の作成及び説明会の開催、図書の電子縦覧、事後調査報告書の公表についてほとんどの自治体が導入している内容を長野県も導入するということです。これは一步先に行くというよりは他の自治体に合わせるという趣旨になっています。これも特に御異論はありませんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では、資料1の内容につきましては基本的な方向としてこの委員会では了解が得られたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、資料2でございます。他自治体を参考にした新たな手続の導入についてということで、長野県の条例に現在明記されていない部分、あるいは含まれていない部分について、より規定を強化していくという趣旨です。この資料2についてどの点からでも構いませんので、御意見、御質問をお願いします。</p> <p>資料2の一番上の枠内ですけれど、(1)～(5)があり、(3)はほとんど他の自治体が導入済みの内容ですが、(2)や(5)については先進的な規定という面もありますがいかがでしょうか。実際には事後調査計画というものは評価書に記載されておりまして、評価書の中で公表されているわけですけれど、実際に事業が着手されるまでにかなりタイムラグがある場合に、評価書に書かれている計画のとおりに事後調査が行えない場合がありますから、改めて新たな計画を提出させるといった趣旨も含まれるかと思います。これはかなり積極性の高い手続の充実と理解できます。松村委員代理者お願いします。</p>
松村委員代理者	内容を確認させていただく意味でお聞きしますが、枠内の(5)の住民意見の聴取の具体的な手法についてはどのようにお考えなのでしょうか。
事務局 仙 波	報告書については、(3)にありますように公表することとしており、現在の手続では方法書や準備書も告示、縦覧をして一定の期間を設けて意見をいただく形になっておりますので、同様に考えていきたいと思います。その場合、御意見を事業者に提出するのか、知事に提出するのか、提出先については要検討の部分がありますが、インターネットで公表し、文章で意見をいただくという形になろうかと思います。
松村委員代理者	分かりました。
片谷委員長	<p>電子縦覧の義務化が進みますと、書面による縦覧に供してもだれも閲覧に来ないという状況が他の自治体でも発生しております。いずれ意見聴取も電子化で行うという話も出てくるかと思いますが、まだセキュリティの問題等がありますので、意見聴取に関しては紙ベースとなるかと思います。</p> <p>住民の意見聴取について、市町村に何か依頼するということは想定されていませんか。</p>
事務局 仙 波	現在の手続でも市町村長の意見を聞くということはありますが、住民意見の取りまとめなどは特に市町村に依頼するということは想定しておりません。
片谷委員長	<p>では、資料2について他の御意見、御質問を受け付けます。</p> <p>資料2の2の第2種事業の判定についてですが、私も長く長野県のアセス委員を務めていますけれども、第2種事業の判定が議題になった記憶はありませんが、現在の県条例での規定ではどうすることになっているのでしょうか。</p>
事務局 仙 波	関係市町村の意見を聴いた上で、知事が判定するという規定になっており、その期間は60日となっていますが、実際の事例はありません。

片谷委員長	他県でも判定手続を行った事例は多くはありませんが、技術委員会に相当する組織で検討し、アセス手続が必要と判定された例、必要ないと判定された例もあります。現在の長野県の条例では事務局が関係市町村長意見を聴取した上で、判定を行うことになっているという理解でよろしいですね。
事務局 仙 波	判定基準は規則で定めていますが、事務的にはそのような形で実施することになります。
片谷委員長	<p>日程的な制約がありますし、期限を延ばせば事業の遂行に支障が出る場合もあり得ますから、日程面を考慮すると、できる規定にしておいた方が無難だと思います。技術委員会の日程調整が困難で、定足数に満たないことから期間内に意見を求められないこともあります。また、技術委員会は会議として開催しなければならない規定となっていますが、持ち回り審議等により、委員が集まらなくとも技術委員会の意見聴取が行われたという事実を残せるような仕組みを導入することも有効な選択肢ではないかと思っています。60日間での日程調整が困難な場合も、できる規定であれば融通が利き、実態に合わせた運用ができます。委員会を招集するまでもなく判定が決まる例もあり得るので、できる規定が無難ではないかと思います。次回の委員会までにご検討ください。</p> <p>3の法対象事業への条例手続の適用は、現行条例にはないわけですよね。</p>
事務局 仙 波	現行の条例では、方法書、準備書に対する知事意見を事業者に提出する際の技術委員会の意見の聴取、準備書手続の際の公聴会の開催の2つのみを規定しています。
片谷委員長	<p>先般のリニア中央新幹線のアセスの中で、他県では条例手続を適用していたけれども、長野県では条例に含まれていなかったということで、今回の条例改正の原動力になった部分もあります。いかがでしょうか。</p> <p>大井委員にお訪ねしたいのですが、法に対して、条例の手続を適用してよいという規定をしている法律は珍しいというのが私の認識ですがいかがですか。</p>
大井委員	基本的には上乗せ、横出し条例という形で、法が法以上の規制をすることを禁止している趣旨で無い限りは、法の趣旨、目的等に鑑みて、法よりも厳しい規定、法が定めていない規定を条例で適用し、地方の実情に即した対応をすることが認められているというのが判例上の解釈です。アセス法に関していえば、環境は都道府県ごとに異なり、特に長野県の場合は、環境そのものが県民の財産として非常に重要な価値を有しているところもありますので、法の適用していないところに対しても条例手続を適用することは、アセス法の趣旨から考えても許されるものと考えられます。
片谷委員長	<p>法律上の観点からの解説をいただきました。他に皆様からいかがでしょうか。特段御異論はないということでよろしいでしょうか。</p> <p>最後のその他については、既に実施していることを条例上明確にするということですので問題はないかと思います。これについては、私の認識では、アセス条例の中で規定をしていくとも全ての都道府県が情報公開条例をもっていますので、その中で公表が実質的に義務付けられているという面もあるのだろうと考えております。実際にアセス条例に規定していない県は、情報公開条例があるからあえて規定するまでもないという認識でないかと思いますが、事務局の判断はいかがでしょうか。</p>
事務局 久保田 (県環境政策課)	情報公開条例は請求があって公表されるもので、今回の条例改正の部分については行政サイドから積極的に情報提供するものであり、趣旨は異なると思います。

片谷委員長

情報公開条例では義務規定にはなっておらず、請求が無い限りはやらなくていいという規定ですから、アセス条例で明記しておいた方がより実態に即するという趣旨ですね。了解しました。

他に何か御意見がありましたら承ります。特段御異論は出ておりませんので、資料2の新たな手続の導入の案についても方向性としては、御了解をいただいたものとさせていただきます。

より詳細な部分は次回までに事務局で用意していただくことでお願ひします。続きまして、資料3について事務局から説明をお願いします。

事務局
仙 波

資料3の条例対象事業の種類・規模の見直しについて（案）を御覧ください。見直しの理由ですが、今後さらに再生可能エネルギー事業の進展・拡大が見込まれることから、太陽光発電所や地熱発電所の対象化を含め「発電所等の建設」事業について規定を整備するとともに、今後新たに出現する可能性のある大規模な面的開発事業が環境影響評価制度の対象となるよう、概括的な対象事業の規定を新設するというものです。

1の発電所等の建設についてですが、前回の委員会でもお示ししましたが他県と比べると発電所の規定が少し弱いので、太陽光のみでなく全般的に見直しを検討しました。

アの水力発電所は法の対象事業となっており、第1種事業30,000kW以上として出力で規定されています。本県では、ダム式の水力発電所は「ダムの建設」として貯水面積が第1種が50ha、第2種が30ha以上の場合に条例の対象としています。しかし、大規模なダムを併設しない水路式の水力発電所の場合は対象にならないため、条例の対象事業として追加したいと思います。規模要件ですが、点線の囲みの中に規模要件の考え方を説明しています。法第2種事業は法1種事業の規模の75%であり、他自治体ではそれを条例第1種事業の規模要件としている例が比較的多いですが、本県ではそれよりさらに厳しく法第1種事業の50%の規模としたいと考えています。面的開発事業においても、法第1種事業の規模要件が100haであるのに対し、条例第1種事業の場合は規模要件を50haと設定しておりますので、それにも合わせた形になります。水力発電所の場合は法第1種事業が30,000kW以上ですので、第1種事業が出力15,000kW以上という形で規定したいと考えています。都道府県・政令市の状況ですが、資料3-2で発電所の種類別に整理しているので詳細は御覧いただけたらと思います。現状は38都道府県・9政令市で対象としており第1種事業の規模平均が19,400kWとなっていますので、それよりも厳しい規定となります。第2種事業については設定なしとしていますが、点線の囲みの中で第2種事業の設定について記載しています。本県での第2種事業の設定の基準は、①か②のいずれかに該当する場合に設定しています。①道路・鉄道など、法第1種事業と同程度の規模要件を設定した非常に大規模な事業種については、法と同様に第2種事業を設けています。これは、法第1種事業と規模要件は同じですが、事業の対象を増やしている条例対象事業で第2種事業を設定している場合です。②それ以外の事業では、森林の区域等の特に環境に配慮すべき地域で行われる面的開発事業で、規模要件を面積で規定する場合に第2種事業（森林の区域等で30ha）を設けているものです。今回、追加変更する発電所の事業について、太陽光を除いては、①②のいずれにも該当しませんので、第2種事業は設けていません。

イの火力発電所については、対象事業として加えないということで考えています。バイオマス発電所を含む火力発電所は、条例制定時から「工場又は事業場の建設」の中で「電気供給業」として排ガス量が10万m³/時以上の場合に対象となりますが、排ガス量を出力に換算すると約10,000～15,000kWとなります。法第1種事業は150,000kWであり、その1/10以下に相当するかなり厳しい規模要件を設定していることになりますので、従来どおりの扱いにしたいと考えています。

原子力発電所は法第1種事業で規模要件はないので、すべて法対象事業となることから条例・規則には規定を置く必要がないという扱いです。

2ページ目のウの地熱発電所は、法第1種事業の規模が10,000kW以上になっています。規定する理由ですが、法及び多くの都道府県・政令市で対象事業としており、25都道府

県・7政令市で対象にしています。本県においても火山が多く、建設の適地も多いと考えられることから、条例の対象事業として追加したいと思います。規模要件は、第1種事業が法第1種事業の半分である出力5,000kW以上、第2種事業は設定なしとしています。他県の平均が第1種で7,300kWですので、それよりも厳しくなっています。

工の風力発電所は、法第1種事業は10,000kW以上となります。平成19年に条例対象事業とした後、平成24年に法対象事業として追加され、法と条例の規模が同一になっています。法と条例の一体的な運用が他の事業と同様に確保されるよう、条例の規模要件の見直しを行いたいと思います。規模要件の変更は、第1種事業の半分として出力5,000kW以上としたいと思います。第2種事業は現行と同様に設定なしのままで考えています。都道府県・政令市の状況は27都道府県・14政令市で対象にしており、第1種平均が4,800kWとなっており、ほぼ同等の規模となります。

オの太陽光発電所ですが、法では対象外事業となります。対象とする理由としては、①太陽光発電所の中でも大規模なものは、生態系への環境影響など懸念があることから、環境影響評価制度を適用し、より環境に配慮した事業にする必要があること。②アセス法は対象外としているが、26都道府県・13政令市と多くの自治体で対象としているということです。

資料3-2の9から10ページ目を御覧ください。前回お示ししたものと同様の資料ですが、太陽光発電所を直接対象としているのは、(1)太陽光発電所又は電気工作物等の設置のうち、神戸市と福岡市ののみとなります。それ以外は別の形で対象としており、(2)事業の種類を問わない土地の造成等として、15都道府県・8政令市で対象となっています。10ページ目には(3)工場又は事業場の用地の造成等として、12都道府県・1政令市が対象としています。これは、工場又は事業場に太陽光発電所が含まれるという扱いであり、もともと太陽光発電を想定していた訳でなく、結果として読める部分があったということです。(4)は太陽光発電を対象から除外したものですが、群馬県と岡山県ではもともと対象に含まれていたものを除外したことです。

資料3に戻ります。規模要件ですが第1種事業の敷地の面積が50ha以上、第2種事業の森林の区域等における敷地の面積が20ha以上ということで、こちらについては以下の【規模要件等の考え方】を御覧ください。①太陽光発電所の特性である面積の大小が環境影響の主要素であることから、他の発電所については出力で規定していますが面積を採用したいと思います。②面積の算定方法は、太陽光パネルが設置される部分の面積のほか、調整池、残置森林、場内通路、駐車場、事務所用地等を含んだ敷地全体の面積で判断し、実際の土地の形質変更（土移動、土掘削等）の面積ではなく、より厳しい算定方法を採用するという考え方です。3ページ目の参考1）に記載されていますが、38自治体のうち敷地面積で算定しているのが15自治体、土地造成面積で算定しているのが23自治体ということで、都道府県で見ると26の道府県の中で14道府県は土地の造成面積で判断しているという状況です。③太陽光発電所の環境影響は、ゴルフ場・スキーフィールドの建設、工業団地・別荘団地の造成、土石の採取など、条例対象となっている多くの面的開発事業と基本的に同等と判断し、「第1種事業50ha、第2種事業を30ha」を基本ベースの規模要件にしています。これについては、参考1）の敷地面積で算定している都道府県の第1種の49haと第2種の33haと比べてもほぼ同等です。ただし、④第2種事業については、標準的な規模要件である30haより、以下の観点から厳しい規模要件である20haを設定したいと考えています。その理由は、i) 森林等の区域は環境の保全上特に配慮が必要であるにもかかわらず、土地価格が低いことや、傾斜を利用したパネル設置が可能であることなど、太陽光発電事業が進出しやすい地域であることから、他の面的開発事業よりも厳しい規模要件とし、環境配慮を促す必要があること。ii) 近県の数値ですが、埼玉県で第1種事業が20ha以上、山梨県で第1種事業が30ha・第2種事業が15ha、岐阜県で第1種事業が20haというのを参考にしました。また、2MW以上の太陽光発電事業の平均的な面積は、平成26年11月現在で資源エネルギー庁の固定価格買取制度公表データから換算すると、全国平均で20ha、長野県平均で23haとなりますので平均より上の部分は対象とするため、第2種事業については20ha以上としています。iii) 太

陽光発電事業は、他の事業に比べ事業の分割実施が容易であることから、より規模の小さいものも対象化することにより、アセス逃れの防止にもつながると判断をしています。敷地面積で規模要件を算定している自治体と土地の形質変更が行われる面積で算定している自治体がありますが、条例上の規定だけでは判断しにくいため都道府県・政令市にアンケートをした結果をまとめたものが、資料3-1になります。資料3にはまとめたものをお示ししていますが、こちらの方も御参照いただけたらと思います。資料3の3ページ目に戻りまして、参考2)を御覧ください。こちらは、前回の委員会でもお示しましたが、現在県が把握しているものに限りますけれども、大規模太陽光発電の設置状況を計画段階や稼働段階のものも含めて面積別に整理をしたものです。稼働件数は1件で、計画件数は記載してあるとおりです。かつこの中に記載されているのが林地ですが、林地開発を伴うようなものが多く計画されていることが分かるかと思います。

力の送電線路は、こちらも法では対象外事業となっています。対象とする理由は、大規模な送電線路は複数の都道府県をまたがって設置されることが多く、本県隣接の群馬県、富山県、山梨県及び岐阜県においては対象事業としています。県内の送電線路の建設事業についても、これら隣接県と同様の環境配慮を求めることが適当と判断し、条例の対象事業として追加したいと思います。全国的に見ると5都県・2政令市ののみでしか導入されていませんが、隣接県で多く導入されていることから対象事業にする考えです。規模要件は第1種事業が17万ボルト以上かつ亘長が1km以上で想定しています。その下の規模要件の考え方を御覧ください。①送電線の電圧は他都県市における最も厳しい値を採用したいと思います。第1種事業では、17万Vが3都県市、25万Vが2県市、50万Vが2県となっており、その中で17万Vを採用したいと思います。17万V以上の送電線は「超高压送電線」として電気事業法に基づき建築物等との離隔距離について厳しい基準が設定されているため、鉄塔の高さ等が大規模になり景観や動植物への影響が著しいものとなるおそれがあると考え、17万V以上という基準にしています。②亘長については規模要件を設定していない県もあり、実際には送電線自体は長距離にわたって敷設されるものなので短いものはあまり想定されませんが、例えば自社敷地内での建設などが対象とならないよう配慮することが適当と判断し、東京都と同様に1km以上としたいと思います。第1種事業は亘長要件なしが4県、1kmが東京都、10kmが2市という状況になっています。

4ページ目の2の事業の種類を問わない大規模な面的開発事業への対応を御覧ください。対象化の考え方ですが、条例制定時の考えは、開発事業の目的を条例、規則上明示し環境影響評価の対象となるかどうかを明らかにすることを主眼に、当時想定できた事業を規定しておりました。そのため、FIT制度の導入後に急増した大規模な太陽光発電事業のように想定外であった事業は対象外となっています。しかし、土地造成を伴う50ha規模、森林等の区域にあっては30ha規模の開発事業については、工事終了後の用途の如何を問わず一定の環境影響が想定されることから、今回の条例改正を機に、概括的な対象事業の規定を新設したいと考えています。ただし、農地改良事業（ほ場整備）については、農用地を農用地として整備、換地する事業が主であり、環境への著しい影響のおそれがある開発事業とは認められないため対象から除くものとしますが、それ以外のものについては対象としていきたいと思います。具体的な内容ですが、その下の囲みの中に記載あるように「工作物の用に供する一団の土地の造成」として対象事業にします。これは、熊本県でこのような区分名称にしており、それ以外には単に「土地の開発事業」や「土地の造成」という形で行っているところもありますが、こちらを案として採用しています。規模要件は、本県の工業団地の造成などの標準的な面的開発事業と同等と考えまして、第1種事業が一団の土地の面積が50ha以上、第2種事業が森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上ということで設定します。面積の算定方法ですが、造成後に何らかの施設の用に供される土地、緑地、道路等の一団の土地の敷地面積で算定したいと思います。理由としては、具体的な事業種類を規定していないため、土地の形質変更、土移動、土掘削等がほとんど行われないような事業が該当する可能性があります。そのため、施設の用に供することを目的に一定の土地の形質変更が行われる

事務局
久保田

ことを前提にした「土地の造成」という行為を対象に、造成後の土地、緑地、道路等の一団の土地の敷地面積で算定したいという考えです。資料3の説明は以上になります。

資料3-1は、太陽光発電をどのような方法で面積に係る規模要件を算定しているかをまとめたものです。資料3-2はそれぞれの発電所の、都道府県・政令市の規制状況をまとめたものになりますので御確認いただけたらと思います。

私の方で少し補足をさせていただきます。資料3の2ページ目に太陽光発電の面積の算定方法というのが、1番下の囲みの中に記載されています。そこには敷地全体の面積とすると書いてありますが、この取扱いについては、現行のゴルフ場やスキー場と同様の考えに基づいています。4ページ目の概略的な規定における面積の算定方法についてですが、こちらも現行の工業団地の造成等においても一団の土地というのを対象としていますので、この条例と同じ考え方としています。

今回、「発電所等の建設」や「工作物の用に供する一団の土地の造成」など事務局で考える表現で記載していますが、これを条例あるいは規則で規定していく際には、府内の法律担当の者とやり取りをすることになりますので、主旨はそのままにして表現が変わることもありますことを申し上げておきたいと思います。

太陽光発電所の関係ですが、先程、隣接県について申し上げましたが、図面がありますので、「近県における「太陽光発電所の建設事業」の「環境影響評価該当性」の資料を御覧いただきたいと思います。図の見方ですが、左の1番上の【法律】というところを御覧ください。1と2がありますが、1はそれぞれ法律や他県の「面的開発事業」の基本的な規模要件を記載しています。法律は第1種が100ha、第2種が75haで規定を設けています。2は太陽光発電を対象としているかどうかです。下の（凡例）のところに記載がありますが、「×」は対象としていない、「○」は対象としており、本県が考えているように敷地面積全体で算定している、「○」は対象としており造成面積で算定しているというようになっています。右側にある全国のところで、1の面的開発事業の規模要件については必ずしも全国で統一性ではなく、比較的多いのが第1種事業は法の第2種事業にあたる75haか本県と同様に法第1種事業の1/2の50haです。第2種事業は、設定していない都道府県の方が多くの状況です。2の太陽光発電については、先程説明したように御覧のとおりになっています。その下は近県になりますが、まず新潟県を御覧ください。面的開発事業の基本的な規模要件は50haで、太陽光事業については現在対象としていません。群馬県ですがこちらは20haで、先程説明したとおり規則を改正し対象外という取扱いとなりました。埼玉県は、規模要件として20haと50haという基準があり、太陽光発電については「工場の設置」に該当するものとして20haとされています。山梨県は、宅地の造成として第1種が30ha、第2種が15haであり、太陽光についてもそのままの基準で行っています。静岡県は、第1種が50ha又は100haで、第2種は第1種が100haの時に50haという基準となっています。太陽光については50haとなります。左側になりますが愛知県を御覧ください。75haが基準となっており、太陽光についてもそのとおり対応しています。岐阜県ですが、事業によって面積を変えていて、太陽光については20haとなります。富山県の基準は75haで、太陽光についても同様となっています。補足の説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。太陽光発電は知事が県議会で発言されて、今回の専門委員会議の発端になった話でございます。かなり詳細な資料を御説明いただいたわけですが、これについて御質問や御意見を承りたいと思います。

一点、私の方から確認させていただきたいのですが、他の自治体の規模要件の数字は国立公園や自然公園などの非常に制限が厳しい地域を除いた平均値ですか。

事務局
仙波

立地により厳しい要件を設定している自治体もありますが、通常の地域の数字で平均値を出してあります。

片谷委員長	それでは委員の皆様の御質問、御意見を承ります。大井委員どうぞ。
大井委員	もし事務局の方でわかれば教えていただきたいのですが、再生可能エネルギーの関連施設の都道府県別のポテンシャルランキングについて教えていただきたいのですが、長野県では太陽光は非常に適地であるということは分かりますが、風力発電は適地ではないのでしょうか。その他、水力などについても前提の知識として把握しておきたいのですが。
事務局 仙 波	風力につきましては、風況調査の結果を全国的にみると、東北の北側と北海道に圧倒的に適地が多いです。本県の場合、山岳の尾根沿いの地域が何とか風況的には適地といえるところですが、そうした場所は設置のコストもかかりますので、現状は海沿いで計画されているものがほとんどです。
大井委員	地熱は火山が多い県内では、比較的適地が多いということになるのでしょうか。
事務局 仙 波	具体的なポテンシャルの数字は手元にありませんが、一般的にはそのとおりです。
大井委員	水力はいかがでしょうか。
事務局 仙 波	県内では水力発電所が最も多い状況で、例えば15,000kW以上の施設を条例対象として想定していますが、既存のもので35施設ほどございます。そういった点も含めてポテンシャルは大きいと思います。
大井委員	ありがとうございます。
片谷委員長	今の35施設という数字はダム式ではないものも含めた数字ですか。
事務局 仙 波	水路式のものも含めた数字です。大規模なものはダム式のものが多いですが、15,000kWで区切りますと、水路式のものも該当してきます。
片谷委員長	先般、アセスの技術委員会で審議した姫川第六発電所の規模はどのぐらいでしたか。
事務局 仙 波	法第二種に該当する事業でしたので、正確な数字は覚えておりませんが、2万kW台の規模だったと思います。
片谷委員長	そのぐらいの規模の事業は条例の対象となるということですね。確かに水路式は水路のトンネルを掘りますので、その取水口では地形の改変もあり、水路に水を流せば川の水量が減少し、生物への影響が出たりします。水力発電自体は火力に比べればはるかにエコな発電方式ではあるわけですけれども、やはり建設時と水量変化による環境影響は十分注意しなければならない事業ということですね。川上委員どうぞ。
川上委員	水力発電の第2種事業は条例では無しとされていますが、大町では水路式の発電所が数多くあり、過去には川に水が流れなくなったということもありました。これに鑑みますと、第2種事業を設定することで、より低い規模の事業を対象とすることはできないのでしょうか。
事務局 仙 波	第2種事業の考え方については、資料3の1ページ目の中段の点線の囲みの中で記載されていますが、水力発電所については第2種事業を設ける基準には該当しないと判断しています。さらに新たに厳しい基準を設けるとなると、環境影響が著しく大きいとい

	う理由が必要になってきますので、現状では難しいと考えています。
事務局 久保田	補足ですが、資料 3-2 で発電所ごとの自治体の条例対象の規模一覧を記載しておりますが、都道府県の中でも第2種事業の規模を 15,000kW 以上としているのが圧倒的に多いです。これは第1種事業の規模を法と同じ規模にしているためであり、一番厳しい自治体は山梨県の 8,000kW となりますが、そこまで厳しくすることが妥当かどうかの判断になると思います。
片谷委員長	今、川上委員がおっしゃいました大町市で川の水量が減ったという問題は、生態系等の影響が専門家などから指摘されているのでしょうか。
川上委員	過去に裁判にまで発展しておりまして、現在も水を流すための方法を試行中という状況です。大町市はそういう意味では開発は済んでいますが、小水力のような施設が増えた時に、水のバイパスなどが問題になります。ただし、これはアセスの対象とするほど大規模ではないので、それほど問題にはならないと思いますが、少し気になりましたので、第2種の対象となれば歯止めになるのではないかと考えた次第です。
片谷委員長	ありがとうございました。 県としては第2種事業の設定というのは他の項目も含めて資料 3 の 1 ページ目の点線枠に記載の基準で判定しているので、水力については第2種事業の設定には当たらないということですね。今、大町市で裁判までに発展したという事例があるという御指摘もありましたので、それについては少し事務局で状況を確認して、それがアセス制度で未然防止ができたかどうかの判断をお願いすることは可能ですか。
事務局 久保田	高瀬川の話でよろしいですか。分かりました。
片谷委員長	それらも考慮した上で最終的な判断を出していただくということでお願いします。 それでは他の御質問や御意見を承ります。川上委員どうぞ。
川上委員	特殊な事例だとは思いますが、資料 3-2 の太陽光発電所について、神戸市の第2種事業が 5ha となっていますが、この数字の設定根拠が分かりましたら参考として教えていただきたいと思います。
事務局 仙 波	アンケート調査を実施しておりますので、確認して、回答の中で理由が明記されていれば後ほどお答えします。
片谷委員長	今日の時間内に確認できれば、御回答いただくようにお願いします。 一般論としては都道府県より政令市の方が規模要件は厳しくなっています。政令市は都市部が多いので、残り少ない緑を保全するという意識が働き、都道府県より政令市の方が厳しい要件としているのではないかと思います。確かに、5ha というのは非常に小さい数字ですので、特殊な事情があるのではないかと想像します。
川上委員	もう一つ、太陽光発電所については、今問題になっているのは、豪雨の際の雨水対策についてです。今回、太陽光発電所が議論されているのはこれも要因ではないかと思うのですが、太陽光発電所の規模要件としてゴルフ場、スキー場、工業団地等の規模要件から設定されていますが、太陽光のパネルは水を浸透しないので、ゴルフ場やスキー場と比べると流出係数が非常に高くなるという状況がある中で、この規模要件の考え方をしている理由はなんでしょうか。

事務局 仙 波	森林の場合であれば、森林法の林地開発許可が必要となり、その中で災害防止の観点は慎重に審査されます。一つの動きとして、降雨量の基準について、太陽光の場合も含めて一定の面積以上のものは30年確率から50年確率にしようという見直しが進められております。これは森林法に限らず、他の開発許可についても同様の基準となります。しかし、アセスの観点では、雨水排水の影響としては濁水による下流の河川の水質への影響、あるいは森林の伐採による水源や周辺の水資源への影響などに限定され、なかなか防災の観点から直接審査することは難しい状況です。そうなると、やはり参考にするのはゴルフ場やスキー場といったある程度同種の環境影響が考えられる事業だと考えておりますが、森林の区域についてはより厳しくする必要がありますので、30haを20haに引き下げるという形で、アセスの観点から規模要件を検討したということになります。
片谷委員長	よろしいでしょうか。20haで第2種に該当させるというのは、神戸市の5haという例もありますが、確かに他県と比べるとの厳しい方の規模要件になっています。神戸市については何か分かりましたか。
事務局 久保田	神戸市の条例、規則を見ると、他の面的開発事業も同じように第1種が20ha、第2種が5haになっていますので、多分、他の事業と同じ観点で設定したのだと思います。
片谷委員長	太陽光発電所という枠は設けているけれども、他の土地の改変事業と規模要件の数字としては共通であるということですね。
事務局 久保田	改めて神戸市に確認して、何か別に理由があればお伝えしたいと思います。
片谷委員長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>全般的には、今提案されている50ha、20haという数字は、他の自体との比較では厳しい方に含まれるという理解でよろしいかと思います。特に、残置森林まで含めるということですから、実質的にパネルが並ぶ面積というのは、50ha、20haよりも小さい面積になるということですね。</p> <p>資料3の3ページ目の上から5行目に、「アセス逃れの防止」という表現も出ていますが、太陽光発電所というのは区画を分けることが非常に容易にできるので、山梨県では区画を分けて別の事業者が実施しますが、申請資料を作っているコンサルタント会社が一緒で、両方ほとんど同じ文言が書いてあるというような、実質、事業は一緒であると判断できる事例もありました。山梨県は第1種30ha、第2種15haですが、29haが二つ並んでいるという申請が出てきた経緯もありました。</p> <p>太陽光発電はアセス逃れがしやすい事業の種類であるという問題があり、それをどう防ぐかというのは、やはり考えておく必要があります。もちろん太陽光発電を増やすことは再生可能エネルギーの量を増やすということになりますので、環境保全上望ましいことではありますが、設置による森林面積の減少や、先ほど御懸念のあった土砂災害のリスクの増加などといった点には十分配慮しなければならず、逃れられないようにする仕組みというのは重要であり、今後事務局で十分に御検討いただきたい点です。規模要件を20haにすると、今後は19.5haという申請が二つ並んで出てきて、実は39haであるということが起こり得ますので、何らかの防止策を講じておく必要があります。</p> <p>大井委員どうぞ。</p>
大井委員	<p>再生可能エネルギーの場合、適地への進出が見込まれますので、先ほど委員長がおっしゃったような潜脱防止のケアが必要かと思います。</p> <p>資料3の4ページ目の、事業の種類を問わない大規模な面的開発事業への対応では、「工作物の用に供する一団の土地の造成」という形で、ある程度こうした潜脱防止的な趣旨も含めて「一団の」と御提案されているのかも知れませんが、個人的に気になって</p>

	<p>いるのは「土地の造成」の部分です。造成まで至らなくても、これだけの規模の土地で何か開発行為をした場合には、環境影響が生じることもあるかと思いますので、先ほど「開発」と規定しているところもあるという話もありましたが、開発の方がいいのではないかと個人的には思います。理由のところには、形質変更を伴わないものを排除したと記載されていますが、何か積極的な理由というのはあるのですか。</p>
事務局 仙波	<p>想定する事業を決めていないので、どういう事業が該当するかというとなかなか難しい部分があるのですが、全く土地の形質変更をしないで区画だけ整理するというような事業が、少なくとも第1種事業として規模要件に該当すれば無条件でアセス対象となってしまうので、そこは排除したいということです。環境影響の観点からも、こうしたケースはさすがに影響が少ないと判断して、こういう規定ぶりを考えているところです。</p>
大井委員	<p>太陽光発電所は今回は別に扱うのでここには当たりませんが、太陽光のパネルなどは造成しないけれどこの規模で置かれることはあり得る話です。太陽光は別に対象事業としているのですが、想定していない同様の事業が出てきたときに、土地は造成していないけれど50haくらいの規模で何らかの開発行為が行われて問題にならないか、今は想定できることでも何かあり得るのではないかという危惧があります。そういう意味では「造成」よりは「開発」という文言の方がいいのではないかという意見です。</p>
事務局 久保田	<p>この部分をどう考えるか議論していただきたいので、材料を提供したいと思います。本県の特殊性というのは、森林の区域等において第2種事業を設定している点です。森林の区域等の中で一番広いのは国有林と地域森林計画の対象となっている民有林で、ほとんどの森林が対象になっています。そういう意味では、県の面積の80%以上が第2種の要件に当てはまる地域であり、50haというよりは、30haというのが本県の基準だと見ていただいた方がいいのではないかというのが一つです。特に守るべき地域というのが、国立公園などの限定されたエリアではなく、里山等も含めたもっと広い地域で30haという厳しい要件で見ているのが、本県の条例の特徴です。</p>
	<p>もう一つは、今の私どもの案は、現行の規則の別表第1の12番「工業団地の造成」の表現を参考にしています。あと考えられる方法としては、9番の「スポーツ又はレクリエーション施設の建設」の第2種事業の(4)で、用途がどんなものが作られるのか分からぬというときの限定のかけ方として、30haにさらに要件を加え、土地の形質の変更の面積を10ha以上として、土地の形質変更の小さいものを外している例もあります。</p>
大井委員	<p>経過は分かりましたが、形質は変更しなかったり、造成はしなかったりしても、広い範囲で日光が遮られるなどの環境影響があり得るのかと思いましたので、その危惧を示させていただきました。</p>
	<p>もう一つ、条例そのものでなく技術指針に関わることですが、本県は海がないので原子力発電のことは想定されていないと思いますが、技術指針の対象とする環境要素の中に放射性物質が含まれていません。今後、どんなことがあるか分かりませんので、含めておいてもいいのではないかと感じています。</p>
片谷委員長	<p>技術指針はこの委員会の直接の担当ではありませんが、関連する事項ですので、事務局で対応を検討していただくようお願いします。</p> <p>資料3について他に御意見はいかがでしょうか。今の、土地の造成というように限定するかどうかの部分は、アセス逃れ防止の役割もこの項目に持たせるのだとすると、造成を伴わなくてもこの項目を適用できるようにした方がいい面もあります。例えば、工場と研究所を隣接して設置する場合、今の条例上はどうなりますか。</p>

事務局 仙 波	工場・事業場は業種を限定していますので、研究所は当てはまらないです。規則の別表第1の5番ですが、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に限って、排ガス量等で規定しています。50ha以上、あるいは森林の区域等で30ha以上の敷地を有する研究所の設置ということになれば、そこまで大規模なものがあるかどうかは別として、今後この規定ができれば、そこに当てはまることになります。それと、複合事業というのも条例の中で規定がありますので、その算定単位の中に新たに設ける項目も含めるかどうかの議論はありますが、併せて判断する余地もできるようになります。
片谷委員長	<p>現在の複合事業の規定は、工業団地とか、別荘団地とか、土地区画整理事業などに限定されていますので、少なくとも研究所であればここには入らないですが、今度新設される事業の種類を問わない開発事業であれば含まれるということですね。</p> <p>例えば、他県の例で、製造業ではない印刷工場が研究所を併設して、結構面積が広くなるケースがあります。30haはなかなかないと思いますが、面積要件が厳しい3haでやっているような自治体ですとそういう案件も多くなります。工場と研究所をどちらも対象事業に指定している県で、それが同じ敷地の中に両方に作られる場合は、合算したもので対象にするような仕組みにしようとしているところがいくつかあります。事業の種類を問わないという枠を設けるのは、一つの事業者であれば将来何に使うかという計画が複数の種類に分かれても、規模要件に該当すれば対象になるということですので有意義なことだと思います。</p>
大井委員	<p>資料3については、先ほどの水力発電所の第2種事業など若干の持越し部分もありますし、大井委員から御指摘のあった「土地の造成」という文言が適切かどうかもう少し検討いただくとして、方向性としては特に御異論が出た部分はなかったと思います。</p> <p>火力は既に工場・事業場の中に含まれているので新たには対象にしないということです。それから、送電線の17万Vは割とスタンダードですが、1kmというのは東京都と同じ基準です。これは要件なしにしてしまうと、実は群馬県に電力中央研究所の研究施設があって、そこに実験用の送電線が張っていますが、規模要件を設けておかないとそうした送電線が対象になってしまいますので、1kmというのはそうしたことを回避するためにも大変重要な規定です。</p> <p>特に他に御意見がなければ、資料3についてはいくつかの要確認事項はありましたが、それを除いてお認めいただいたものとさせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>全体を通して、何か御発言がありましたら承りますがいかがでしょうか。</p> <p>大井委員どうぞ。</p>
片谷委員長	努力義務と任意規定という部分でもだいぶ違いますが、いかがでしょうか。
事務局 久保田	私どもとしては、今日の案がベストかなと思ってはいますが、今の御発言に対して即答できるだけのものを持ち合わせていませんので、次回の検討委員会議までの宿題とさせていただきたいと思います。
片谷委員長	<p>他に御発言はありますか。では、特に御発言がございませんようですので、本日の審議としては以上とさせていただきます。</p> <p>その他について、事務局から何かありますか。</p>

事務局
仙 波

今後のスケジュールについて説明させていただきます。
いくつか宿題としていただいている部分もございますが、概ね本日の案で御了承いただきましたので、パブリックコメントの手続を進めさせていただきたいと思います。

次回の専門委員会議を7月24日（金）に予定していますが、その際にパブリックコメントの結果を御報告できるような形で実施したいと考えております。パブリックコメントの期間は県の規定で基本的に30日間となっていますので、来週中に手続を開始したいと考えており、この専門委員会議での議論と並行して御意見を伺うという形で進めさせていただきたいと考えています。

次回7月24日（金）の専門委員会議ですが、本日と同じ10時～12時、会議室も本日と同じ西庁舎301号会議室で予定しております。通知は追って差し上げますが、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

今後のスケジュールについては以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。何か御質問はありますでしょうか。

パブコメが来週行われるということですので、もし今日の資料について後から気づいたことがありましたら、来週早々にいただかないと間に合わないですね。何か追加の御意見があれば、来週の月曜日中に事務局へお寄せいただくということでお願いいたします。

次回は7月24日（金）午前10時からということでございます。

では、議事はこれで終了ですので事務局にお返しいたします。

事務局
寒河江

本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。